

台湾市場向けオンラインFAMトリップ事業業務委託仕様書

1 目的

日本へ送客実績のある台湾旅行会社を対象にオンラインによるFAMトリップを実施することで、インバウンド再開後の本県への旅行商品造成を促し、新型コロナウイルス収束後の本県インバウンドの早期回復を図ることを目的とする。

※FAMトリップ：旅行会社等の担当者に現地を視察してもらうツアー

2 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 委託業務の内容

・オンラインFAMトリップの実施に係る企画、演出構成、運営、司会者・出演者（※通訳含む）の手配、動画等の撮影全般・編集、事後フォロー。

(1) 実施内容

- ・新型コロナ終息後の本県への旅行商品造成に繋がるようなFAMトリップを実施すること。
- ・参加者は、台湾旅行会社の日本向け旅行商品造成担当者とする。
- ・旅行商品造成担当者に対して、本県の魅力が十分に伝わり、商品造成を促進するような演出構成とすること。また、その素案を企画提案書へ記載すること。
- ・受託者において事前に用意した映像や写真、中継等を織り交ぜながら、商品造成に必要な情報を伝えること。なお、必要に応じて本県が所有する映像や写真を提供する。
- ・以下の観光コンテンツのうち、4つ以上を紹介すること。なお、2か所以上の現地中継映像を盛り込むこと。（※現地中継映像は、事前収録映像でも可とする。）
 - 観光スポット 青島、鶴戸神宮、綾の照葉大吊橋、飫肥、高千穂牧場
 - アクティビティ サイクリング、ミートツーリズム（都城市）
- ・紹介する観光コンテンツを盛り込んだモデルルートを紹介すること。なお、モデルルートは、発注者と協議の上、決定すること。
- ・参加者の視聴方法は原則ライブ視聴とするが、事業効果を増大させるために、オンデマンド視聴を加えることも妨げない。

(2) 参加旅行会社数

・本県キーエージェントである以下の5社を含む、台湾旅行会社20社以上の参加を確保すること。

（康福旅行社、雄獅旅行社、東南旅行社、喜鴻旅行社、大栄旅行社）

(3) 実施媒体

- ・配信は、宮崎県台湾向けFacebook ページのFacebook Live により行うものとする。
 - ※Visit Miyazaki（周遊宮崎） URL <https://www.facebook.com/miyazakipref.hant/>
- ・視聴者が閲覧する媒体がFacebook Live であれば、複数地点からの中継や参加型の要素を確保するために、Zoom 等各種オンライン会議システムの画面を、Facebook を通じてストーリーミング実施することは妨げない。

(4) 実施回数等

- ・事業期間内に1回以上実施する。実施日は、発注者と協議の上、決定する。

- ・実施時間は、60分程度として設定すること。

(5) 参加者への事後フォロー

- ・オンラインFAMトリップ実施後、参加者へのアンケートを実施すること。
- ・アンケートの翻訳、集計、分析、報告を行うこと。
- ・将来の旅行商品造成に向けた効果的なアンケートを実施すること。また、その素案を企画提案書へ記載すること。

(6) その他

- ・予算の範囲内で、当事業を通じた台湾から本県への誘客に効果的な独自提案を行うこと。

4 企画提案に当たっての留意点

- (1) 業務にかかる撮影、編集、調査、報告等の一切の経費は、全て事業費に含む。
- (2) 事業実施に係る調整や施設、コンテンツ利用に係る手配、精算、権利関係の整理等、実施に係る関係機関との一切の調整は、受託者が行うこととする。

5 報告書の提出

履行期限までに、事業実施報告書を提出すること。

- ・仕様：①A4縦、横書き、左綴じ
②電子データを入れたDVD
- ・提出部数：①5部、②2枚

6 第三者委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

7 著作権の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属し、本県の許可なくして使用・流用してはならない。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術、ブランド等に関する権利（以下「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、宮崎県は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

- (2) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。

②受託者が従前から所有していた素材等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び調査実施にあたって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 事業内容の詳細については、企画競争により請負業者が決定した後、県との協議により変更することがある。
- (3) 受託者は、契約後、本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、県の承認を得ること。
- (4) 動画等の成果物は、県が二次利用できるものとする。